海上運送法第4条第6号に基づく審査基準(サービス基準)の一部改定案について

令和5年11月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法(以下「法」という)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号乃至5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」 が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2.「サービス基準」改定案の内容及び理由

- ①宮城県の指定区間「長渡石巻」
 - (1)「運航回数」について

大泊漁港、仁斗田漁港、網地漁港、長渡漁港各港と石巻港又は石巻漁港との間及び大泊漁港と仁斗田漁港との間において、「運航回数」を以下のとおり変更する。
〇「3/日(フェリー 1/日)」に「1月2日は2/日(フェリー 1/日)」
を加える。

(2)「始終発時刻(※)」について

大泊漁港、仁斗田漁港、網地漁港各港と石巻港又は石巻漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発(石巻港又は石巻漁港着)10:00以前、終発(石巻港又は石巻漁港発) 15:00以後」に「1月2日は始発時刻を設定せず」を加える。

長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

- ○「始発(石巻港又は石巻漁港着)10:00以前、終発(石巻港又は石巻漁港発) 12:00以後」に「1月2日は始発時刻を設定せず」を加える。
- ※ 始終発時刻とは、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表し、「遅くとも△△:△△時までに目的地に到着するよう始発便を出すこと」の意。

終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも〇〇:〇〇時より後に目的港を出港すること」の意。

・改定の理由: (1) 及び(2) は、田代島・網地島における島民総会において「毎年1月2日の早朝便は運休とし、中央を9時に出発する便からの運航としてほしい」との要望があり、石巻市、宮城県から同様の意見回答があったことによる。

②宮城県の指定区間「長渡鮎川」

(1)「始終発時刻」について

網地漁港、長渡漁港各港と鮎川漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

- ○「始発(鮎川漁港着) 10:00 以前、終発(鮎川漁港発) 15:00 以後」に「1月 2日は始発時刻を設定せず」を加える。
- ・改定の理由:田代島・網地島における島民総会において「毎年1月2日の早朝便は運休とし、中央を9時に出発する便からの運航としてほしい」との要望があり、石巻市、宮城県から同様の意見回答があったことによる。

3. 改定施行予定

令和5年12月

指定区間「長渡石巻」に係るサービス基準

整理番号:10

指定区間名「長渡石巻」

(改正案)

88 <i>17</i> 5		サービス基準				
関係 都道府県	二地点間	運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力	
	大泊漁港と石巻港又は石巻漁港との間 仁斗田漁港と石巻港又は石巻漁港 との間 網地漁港と石巻港又は石巻漁港との間	毎日元日を除く	3/日 (フェリー1/日) 1月2日は 2 /日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石 巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石 巻漁港発) 15:00以後 1月2日は始発時刻を設 定せず	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 3台	
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港と の間		1/日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石 巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石 巻漁港発) 12:00以後 1月2日は始発時刻を設 定せず		
	大泊漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日) 1月2日は 2 /日 (フェリー1/日)	設定せず		
	網地漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)			
			使用船舶の検査・修繕	られるの運休時は適用 はのための運休時は適用	目しない	

(現行)

88 /5	二 地 点 間	サービス基準					
関係 都道府県		運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力		
宮城県	の間			始発(石巻港又は石 巻漁港着) 10:00以前	旅客船 旅客 70人		
	仁斗田漁港と石巻港又は石巻漁港 との間	除く	3/日 (フェリー1/日)	終発(石巻港又は石 巻漁港発) 15:00以後	フェリー 旅客 150人		
	網地漁港と石巻港又は石巻漁港と の間				乗用車 3台		
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港と の間		1/日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石 巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石 巻漁港発) 12:00以後			
	大泊漁港と仁斗田漁港との間網地漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)	設定せず			
		使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない					

指定区間「長渡鮎川」に係るサービス基準

整理番号:11

指定区間名 「長渡鮎川」

(改正案)

関係		サービス基準				
都道府県	二地点間	運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力	
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	始発(鮎川漁港着) 10:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人	
	長渡漁港と鮎川漁港との間		() 1 / 1 /	1月2日は始発時刻を設定せず	乗用車 3台	
			使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない			

(現行)

関係	二 地 点 間	サービス基準				
都道府県		運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力	
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	始発(鮎川漁港着) 10:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人	
	長渡漁港と鮎川漁港との間		2/日 (フェリー1/日)		乗用車 3台	
		使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない				

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)

設定	平成12年	4月 3日	改	で定 ユ	平成 2	1年	9月	3 0	日
改定	平成18年	7月11日	改	で定 ユ	平成 2	5年	2月	2 0	日
改定	平成18年	9月 5日	改	で定 ュ	严成 2	5年	9月	2	日
改定	平成19年	3月30日	改	で定 ュ	严成 2	9年	3月	1 5	日
改定	平成20年	3月13日	改	定定 名		2年1	2月	1 1	日
改定	平成20年	6月12日							

海上運送法第2条第11項の規定に基づく指定区間(運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け)に関わるもの(平成12年10月1日から施行)

法 律 名 海上運送法

項 目 海上運送法第3条(一般旅客定期航路事業の許可)第1項

第11条(事業計画の変更)第1項 第11条の2(船舶運航計画の変更)第2項に係る 法第4条第6号の基準

※1. 指定区間 区間について「(生活地) 港と(目的地) 港の間」で表記。

一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならず、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。

2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。

2日で1往復の場合は2日と表記。

3. 運航回数 運航日程における運航回数。

4. 始終発時刻 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも△ △: △△時までに目的港に到着するよう始発便を出すこと」の意。

終発は、目的地を終発する時刻を表わし、「早くとも○○:○○時より後に目的

港を出港すること」の意。

5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表わし、この輸送力以上の旅 客定員を有することが必要。

乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表わし、この輸送力以上の乗用車航送能力を有することが必要。(乗用車 (換算率 $10.4~\text{m}^2$) × 2台= 8t トラック× 1台とした。)

貨物輸送能力は㎡で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。

6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準(サービス基準)に関する 公示の一部改定案のご意見の募集について

> 令和5年11月21日 東 北 運 輸 局

東北運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただい たご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和5年11月21日(火)から令和5年12月20日(水)まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「東北運輸局海事振興部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。

(1) 電子メールの場合 (テキスト形式)

電子メールアドレス: tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp

(2) ファックスの場合

FAX番号: 022-299-8875

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名(法人、その他団体にあっては名称)については、ご意見の内容とともに開示させていだたく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・ 確認させていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合 に利用します。

5. 問い合わせ先

東北運輸局海事振興部海事産業課

TEL: 022-791-7512

東北運輸局海事振興部海事産業課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案」に 関する意見

(フリガナ)		年齢()
E	氏 名	性別:男・女
所属	会社名又は 所属団体名	
171 /149	部署名	
信	主 所	
₫ E	電話番号	
電子メールアドレス		
	ご意見	